別紙１

選定方法を非公募とした理由

札幌市身体障害者福祉センター（以下「身障センター」という。）は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 28 条第１項の規定に基づき、身体障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、福祉の増進を図ることを目的とし、札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和 40 年条例第 30 号）第１条の規定により設置されたものであり、身体障がい者に対する各種相談、機能回復訓練、教養の向上、社会との交流の促進等を総合的に供与する施設である。

身障センターについては、札幌市老人・身体障害者福祉施設条例第 10　条第２項において、その管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第２条の規定にかかわらず、公募によることなく、現在管理を行っている団体に同条例第３条の規定による申込みを求めることができる規定とされている。

今回、以下の理由から、身障センターの指定管理者について、公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（以下「身障協会」という。）に対し、非公募により申込みを求めることとしたものである

(1) 身障センターの現在の指定管理者である身障協会の管理状況については、利用者アンケート調査において、接遇、館内清掃、ソフト事業及び食堂の運営など全ての項目で高い評価を得ており、かつ、全体の満足度も非常に高いことから、利用者との良好な信頼関係を築きつつ、障がいのある方の立場に立ったきめ細やかな対応ができていること、障がい者雇用状況においては、毎年、若干の変動はあるものの、法定雇用率を上回る障がい者雇用を積極的に行っていること並びに光熱水費等の経費節減に努めていることから、利用者に配慮した適切な管理運営が行われているといえること。

(2) 身障センターの主な業務内容は身体障がい福祉全般に関わることであるところ、当該業務には高い専門性を求められることから、長期的な視点に立って、施設の管理運営に係るノウハウの構築、人材の育成及び支援経験の蓄積を行うことが必要であること。

(3) 身障センターの主な利用者が身体障がい者であるところ、その障がいの特性を踏まえると、利用者に対する個別の細やかな支援体制の構築、継続的な支援及び信頼関係の構築が特に強く求められるところである。その中で、職員の大規模な入替えを含む管理運営体制等の環境の変化は、利用者の不安を招き、センターの設置目的の効果的な達成の観点から適当でないこと。

(4) 身体障がいには、肢体、視覚、聴力など様々な障がいがあり、身障センターの指定管理者には、これらの障がい別に設けられている関係団体との連携調整力も重要となるが、身障協会は、現在市内の８つの障害別団体が加盟しており、関係団体との連携も強いことから、効率的な管理運営が可能であると見込まれること。